

特集

なくそう！滞納 税負担の公平性を確保するために

問い合わせ／収税対策課徴収担当（内線2266・2267）



悪質な滞納
「しない」
「させない」
「ゆるさない」

■「滞納」はきちんと納税している人の公平性を欠く行為です

福祉や国民健康保険等の社会保障、学校教育、公共サービスなどの提供、道路等のインフラ整備は市民の皆さんの税金で成り立っています。

その税金を滞納することは市の財政を圧迫する原因となり、市民サービスの低下や医療支援などに支障をきたすことにもなりかねません。また、督促状の送付や滞納処分に係る経費など、余計な税金を使うことにもなります。

そして何よりも「滞納」という行為は、納期限までにきちんと納めている多くの皆さんとの公平性を欠くこととなります。

本号では、10月～12月までの「滞納整理強化月間」にあわせ、滞納の解消に向けた市の取組を紹介します。

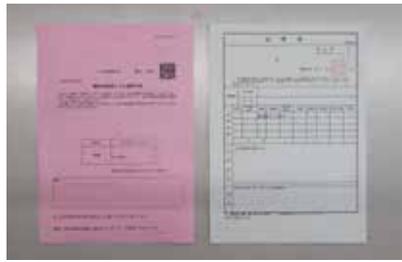
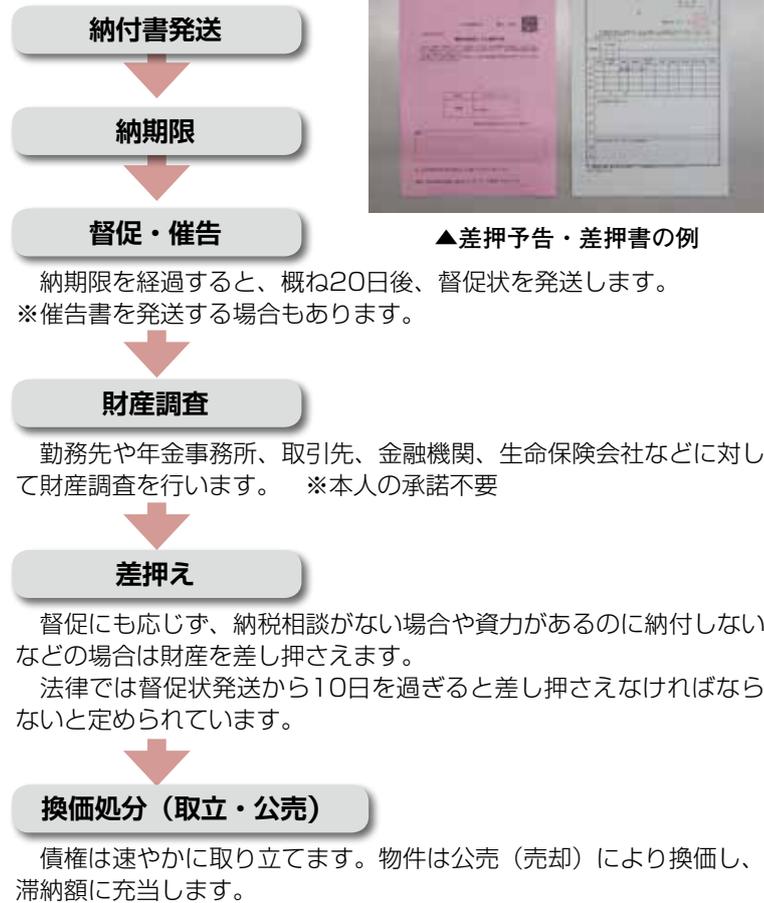
■滞納をなくす取組

市税の納め忘れを防ぐため、事業主が毎月の給料を従業員に支払う際に、住民税を給料から天引きし、代わりに納入してもらう特別徴収を推進しています（平成27年度から県下一斉特別徴収）。

また、納税についての正しい知識・理解をもらうため、市役所・駅等にのぼり旗や強化月間取り組みポスターを掲示し、周知しています。



【表1】滞納処分の流れ



■滞納処分を強化

市では、税負担の公平性を確保するため、また、滞納者を減らしていくために、差押えなどの滞納処分を積極的に執行しています。税金の納付逃れや先延ばしにするための虚偽の申出、資産隠し、納付計画が不履行となった場合には、法律等に基づき、滞納処分（表1）を行います。財産調査を行い、給与や年金、売掛金、預貯金、生命保険等の債権や、自宅等の不動産、自動車等の差押えを執行します（表2）。

■差押え・公売・インターネット公売

資産隠しや約束不履行などの滞納者に対しては、搜索を実施します。自宅や関係先を搜索し財産を差押え、インターネット公売などを利用し、差押財産を売却します。売却した代金は滞納金額に充当します。インターネット公売については、ヤフージャパン官公庁オークションで売却します（表3）。簡単なID登録で、市場価格より安価に購入できる場合が多いことから、利用者も増加しています。

【表2】平成30年度財産等の差押状況

財産の種類	件数
債権（預貯金・給与・年金など）	738
不動産・動産・自動車	19
合計	757



▲実際のタイヤロックの様子（差押え）

■納税には便利で安心な口座振替を
おすすめしています

口座振替には次のようなメリットがあります。

- 納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません
- 納期限に口座から引き落としされるため、納め忘れがなくなります
- 「納付書を無くしてしまい納められない」という心配がなくなります
- 現金を持ち歩く必要がありません

このように、口座振替はうっかり滞納をなくす観点からも、とても有効な手段です。

口座振替できる税目や、申込み方法などの詳細はお問い合わせください。

【表3】令和元年度インターネット公売実績

(9月時点)

	件数	品目
第1回	10	テレビ・楽器・トラックギフト券等
第2回	3	軽自動車・デジタルカメラ
第3回	9	普通乗用車・楽器 ラジコン飛行機セット等
第4回	7	ラジコン飛行機セット等
合計	29	

■納付困難な場合は相談を

市では、諸事情により納付困難な人には早期完納に向けた相談を行います。天災や病氣、事業の休廃止など、やむを得ない事情の方には、ご相談のうえアドバイザー等をさせていただきます。





【納税・滞納処分 Q & A】

こんなお問い合わせをいただきますが…

- Q** 口座振替の手続きをしていたが、残高不足で引き落とされなかった。どうしたらいいか
- A** 口座振替不能通知ハガキを送付します。ハガキが納付書を兼ねていますので、お早めに納付してください ※納期限前に預金残高の確認をお願いします
- Q** 借金があるから税金が払えない
- A** 借金は個人がつくるものです。法律によって、原則税金はすべての債務（借金を含む）に優先して徴収すると定められています。そのため、個人の債務よりも税金が優先されます
- Q** 銀行口座を調べられ、勝手に口座からお金がおろされた。個人情報保護に関する法律違反だ
- A** 滞納すると、法律に基づき、財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限を行使して調査をする場合、勤務先や金融機関等の調査された機関は答えなければなりません。滞納がある場合の財産調査は、個人情報保護に関する法律には一切抵触しません
- Q** いきなり差し押さえられた。あんまりではないか
- A** 税金は納期限内納付が原則です。法律には督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合、差し押さえをしなければならないと定められています。納税相談がない、資力があるのに納付しない場合は、財産を差し押さえします

「Pay-easy(ペイジー)」口座振替受付サービスを開始

口座振替の推進を図るため、令和2年1月から「Pay-easy」の運用を開始します。
※国民健康保険税は令和元年10月から運用を開始しています。

■Pay-easyとは？

口座振替依頼書の記入とキャッシュカードを用意することで口座振替を申し込むことができるサービスです

■Pay-easyのメリットは？

「届出印」が不要です。そのため「届出印に誤りがあって口座振替の手続きが再度必要になった」というような二度手間がなくなります

■受付方法等

受付場所／収税対策課・国保年金課・介護保険課・吹上支所市民グループ・川里支所地域グループ
持ち物／金融機関のキャッシュカード・納税通知書

注意／○暗証番号の入力が必要です。口座名義人ご本人がお越してください

○一部のキャッシュカード（IC専用・家族カード）は使用できない場合があります。

事前にお取扱いの金融機関にお問い合わせください

○金融機関の窓口ではPay-easyの受付はできません

利用可能な金融機関（令和元年10月現在）

埼玉りそな銀行・りそな銀行・三井住友銀行・群馬銀行・武蔵野銀行・東和銀行・川口信用金庫・中央労働金庫・埼玉縣信用金庫・ゆうちょ銀行

※対応金融機関は、今後追加する予定です

問い合わせ／収税対策課管理担当（内線2260・2269）

